

北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議設置要領

第1 目 的

北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、非営利組織などで構成する推進組織により、行動計画の全道的な推進を図るため、北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第2 構 成

推進会議は、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、市町村、非営利組織及び行政等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。（構成団体は別表のとおり）

第3 活動内容

推進会議は、目的達成のため、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 各構成団体の取り組み等についての情報交換等に関すること。
- (2) 行動計画の取組状況等に関すること。
- (3) その他省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の促進に関し必要と認めること。

第4 運 営

- (1) 推進会議は、必要に応じ道が招集し開催するものとする。
- (2) 行動計画の推進等に関する検討を行うため、推進会議の下に部会を設置することができる。

第5 見直し

推進会議は、平成29年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、推進会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第6 事務局

推進会議の事務局は、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室に置く。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に必要な事項は、別に定める。

第8 附 則

- この要領は、平成16年10月22日から施行する。
この要領は、平成19年11月 5日から施行する。
この要領は、平成24年 2月 1日から施行する。
この要領は、平成24年 4月18日から施行する。
この要領は、平成27年 3月 4日から施行する。
この要領は、平成29年 1月 6日から施行する。

別 表

北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議

○構成団体

団 体 名
< 道民 > (一社) 北海道消費者協会
< 事業者 > J A北海道中央会 ホクレン農業協同組合連合会 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 (公社) 北海道トラック協会 (一社) 北海道バス協会 (一社) 北海道建設業協会
< エネルギー関連事業者 > 北海道電力 (株) 北海道ガス (株) J X日鉱日石エネルギー (株) (株) ユーラスエナジーホールディングス
< 経済団体 > 北海道経済連合会 (一社) 北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会
< 市町村 > 北海道市長会 北海道町村会
< 非営利組織 > (特非) ゆうらん (特非) 北海道グリーンファンド
< 北海道 > 北海道

○オブザーバー

北海道経済産業局 北海道運輸局 北海道開発局 北海道地方環境事務所 北海道農政事務所
--